

農林水産植物の重要な形質の変更について

種苗法施行令の一部を改正する政令について

平成 16 年 9 月
農林水産省生産局種苗課

近年のきのこの栽培・品種開発の状況を踏まえ、我が国で栽培実績があり、新品種の開発により今後の生産の拡大が期待されるきのこ（10種）を品種登録の対象となる農林水産植物として追加する内容の「種苗法施行令の一部を改正する政令」が、9月3日に閣議決定された。

なお、同令は、9月8日に公布され、同日から施行された（平成16年政令第267号）。

改正の趣旨・概要

品種登録の対象となるきのこの種類の追加（第1条関係）

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号）においては、植物の新品種の保護のための品種登録制度を設けて、新品種の育成をした者の権利を育成者権として保護することにより、品種の育成の振興を図っている。
- (2) 品種登録の対象となる植物については、基本的に全植物を対象とすることとしている（「種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類」はすべてが対象となる。）が、それ以外の植物（微生物）については、外縁部を明確にするため、政令で定めるものに限り、品種登録の対象としている。
微生物のうち、現時点で農林水産物の生産のために栽培がなされ、育種がなされる可能性のあるものは、きのこ類のみであることから、種苗法施行令（平成10年政令第368号）では、きのこ22種を指定していた。
- (3) 近年の消費者ニーズの多様化や健康志向の高まり、栽培技術の進展等に伴い、これまで栽培されてこなかった多種多様なきのこの栽培・品種開発が行われるようになってきていることから、我が国で栽培実績があり、新品種の開発により今後の生産の拡大が期待されるきのこ（以下の10種）を品種登録の対象となる農林水産植物として追加する。

きぬがさたけ、こむらさきしめじ、たまちよれいたけ、とんびまいたけ、におうしめじ、はなびらたけ、ぶなはりたけ、ほんしめじ、まんねんたけ、むらさきしめじ

<参考> 以前から品種登録の対象とされていたきのこ（22種）

あらげきくらげ、うすひらたけ、えのきたけ、エリンギ、おおひらたけ、きくらげ、くりたけ、くろあわびたけ、しいたけ、しろたもぎたけ、たもぎたけ、つくりたけ、なめこ、ぬめりすぎたけ、はたけしめじ、ひめまつたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、むきたけ、やなぎまつたけ、やまぶしたけ

政令指定追加きのこの概要

	きのこの種	きのこの概要
1	きぬがさたけ スッポンタケ科キヌガサタケ属	幼菌は白色～淡紫赤色の卵形で、大きさは3～4cmである。傘の表面は白色で網目状の隆起があり、暗緑色の粘液化したグレバ（有性胞子をつくる組織やその付近の関係組織をひっくるめた部分の総称。）をつけ、端頂は白色環状で孔口を開く。柄部は白色の円筒形、中空で10～15cm程度であり、表面には多数の小孔がある。菌網は白色の繊細な網目状で、網目は円形または楕円形である。中華料理の高級食材として珍重されている。
2	こむらさきしめじ キシメジ科ムラサキシメジ属	淡い紫色を帯び、傘径は4～5cm、まんじゅう形から平に開く。柄は長さ3～8cmで中実である。肉質はしっかりしており、色を生かす食材として洋食等に利用され、うま味もある。むらさきしめじに比べてやや小形であるが、柄は比較的長い。
3	たまちよれいたけ タコウキン科タマチョレイタケ属	傘はほぼ円形、扁平、浅いじょうご状で径は5～10cm程度、肉は白色でしなやかな肉質である。表面は黄茶色で色の濃い鱗皮をこうむる。管孔は長さ1～3mm、孔口は初め円形、後ややくずれて角張る。柄は長さ5cm程度、中実である。癖がないため多くの料理に適している。
4	とんぴまいたけ タコウキン科トンビマイタケ属	子実体は太く短い柄または根元から多数の大形の傘を上下左右に重ね合せて張り出し、全体の直径は30cm以上に達する。個々の傘はやや扇形だが波形に屈曲し、幅5～20cmで柔軟だがやや強靱な肉質である。表面はトビ茶色～濃い茶褐色、放射状に走る繊維紋としわをおび、また同心的環紋を表し、ほとんど平滑だが微細な粒状の毛をおびることがある。管孔は深さ2～3mm、孔口は微細で円形である。揚げ物や炒め物が最も好まれるが、硬くなったものは、乾燥し煎じてお茶としても飲用されている。
5	におうしめじ キシメジ科ニオウシメジ属	大型のきのこで、傘の径は20cm以上に達することもあり、まんじゅう形から平に開き、さらに多少中央部がくぼむ。表面はほとんど平滑でベージュ～象牙色を呈する。肉はち密で白色である。柄は10cm以上になり、下方に向かってやや太まり、表面は繊維状、傘と同色、中実である。味に癖がなく、和洋中の料理に適する。
6	はなびらたけ ハナビラタケ科ハナビラタケ属	子実体は有柄、柄は繰り返して枝を分ける。枝は平たくなり、波形にうねりくねった花弁状、全体はハボタン状になる。色は淡黄色～白色で株の大きさは10～30cm余りに達する。花弁状の各片は厚さ1mm程度、柔軟だが丈夫で歯切れがよい。食味食感がよいので、和洋中の料理に適している。
7	ぶなはりたけ エゾハリタケ科ブナハリタケ属	傘は扇形～へら形で基部が狭まり、多数重生し、大きさ3～10cm程度、表面は無毛平滑、白色～淡黄色。縁は薄く全縁又は多少歯牙状となる。肉は白色、厚さ2～5mm、多湿で柔軟な肉質だが乾くとやや強靱になる。子実層托はハリタケ型、針は鋭く尖り、長さ3～10mmである。無数の針が垂れ下がる。生及び塩蔵品にして各種の料理に適する。
8	ほんしめじ キシメジ科シメジ属	傘は2～8cm、初め半球形～まんじゅう形、後に開いて平となる。表面は初め暗色、後に次第にねずみ色から淡灰褐色となる。肉は白色、緻密である。柄は長さ3～8cm、白色、通常下方は徳利状にふくらむ。古くから香りマツタケ味シメジといわれ、美味しいきのこの代表とされてきた。
9	まんねんたけ マンネンタケ科マンネンタケ属	傘は典型的には腎臓形、しばしば円形、大きさ10～15cm、扁平または少し丘状に湾曲する。表面は顕著な環溝をそなえるが、ときに放射状の細かいしわを表す。色は生育初期は卵黄白色だが、次第に黄褐色から赤褐色に、更に黒褐色となり、全面にニス状の被覆物分泌し漆状の光沢を表す。傘の肉はコルク質で上下2層からなる。傘の下面の管孔部の表面は鮮黄色で管孔は長さ1cm程度、孔口は細かく円形である。柄は直立性、側生～中心生、長さ5～15cm、暗黒で傘の肉より堅い。靈芝と呼ばれており、観賞用や煎じたり、粉末にして利用されている。
10	むらさきしめじ キシメジ科ムラサキシメジ属	傘は6～10cm、まんじゅう形から開いて平になる。肉は淡紫色で緻密である。柄の長さは4～8cm、基部はふくらみ、中実である。しっかりした肉質で、食感もあり、鍋物や汁物に利用されている。

農林水産植物の重要な形質の変更について

1 変更の理由

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）の品種登録制度において、品種登録を受けるためには、当該品種が、公然知られた他の品種と「重要な形質」に係る特性の全部又は一部によって明確に区別されることが必要であるところ（法第3条第1項第1号及び第2条第2項）、法第2条第6項において、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、「重要な形質」を定めることとしている。
- (2) 他方、近年のきのこの栽培・品種開発の状況を踏まえ、我が国で栽培実績があり、新品種の開発により今後の生産の拡大が期待されるきのこ（10種）を品種登録の対象となる農林水産植物として追加する「種苗法施行令の一部を改正する政令」が9月3日に閣議決定され、同月8日に公布・施行された（平成16年政令第267号）ところである。
- (3) そこで、政令改正により追加された10種のきのこについて、種苗法第2条6項の規定に基づき、重要な形質を定める必要がある。

2 内容

区 分	農林水産植物	変 更 項 目
しいたけ等	うすひらたけ種、えのきたけ種、エリンギ種、おおひらたけ種、きぬがさたけ種、くりたけ種、くろあわびたけ種、こむらさきしめじ種、しいたけ種、しろたもぎたけ種、たまちよれいたけ種、たもぎたけ種、つくりたけ種、とんびまいたけ種、なめこ種、におうしめじ種、ぬめりすぎたけ種、はたけしめじ種、ひめまつたけ種、ひらたけ種、ぶなしめじ種、ぶなはりたけ種、ほんしめじ種、まいたけ種、まんねんたけ種、むきたけ種、むらさきしめじ種、やなぎまつたけ種及びやまぶしたけ種	きぬがさたけ、こむらさきしめじ、たまちよれいたけ、とんびまいたけ、におうしめじ、ぶなはりたけ、ほんしめじ、まんねんたけ、むらさきしめじについて別紙のとおり重要な形質を定める。
はなびらたけ	はなびらたけ種	はなびらたけについて別紙のとおり重要な形質を定める。

※ ____ は、種苗法施行規則別表第1について、今回の告示の改正と同時に改正を予定している箇所。

農林水産植物に係る「重要な形質」の変更（案）

区 分	しいたけ等		左の基本的な考え方
変更後の重要な形質 一 菌糸の性状、菌さんの形、菌さんの大きさ、菌さんの色、菌さんの厚さ、菌さんの肉質、子実層たくの形状及び子実層たくの色 二 菌柄の形、菌柄の長さ、菌柄の太さ、菌柄の色及び菌柄の肉質 三 子実体の発生時期、子実体の発生型、温度適応性、子実体の発生に要する期間及び培地適応性又は原木適応性 四 乾物率及び収量性 五 前各号に掲げるもののほか、エリンギにあっては菌さんの紋様、菌柄表面の形質、照度適応性及び耐病性、<u>きぬがさたけにあっては幼菌の大きさ、幼菌の色、菌網の形、菌網の大きさ及び菌網の厚さ、くりたけにあっては菌さんの表面の粘出物の多少及びりん皮の多少、くろあわびたけにあっては子実層たくの菌柄へのつき方、菌柄の菌さんへのつき方、菌柄の毛の色及び菌柄の毛の多少、しいたけにあってはりん皮の付着部位、りん皮の大きさ、りん皮の色、菌柄の毛の多少及び菌柄の毛の色、しろたもぎたけ及びぶなしめじにあっては菌さん表面のはん紋の多少及び菌柄の毛の多少、<u>たまちよれいたけにあってはりん皮の付着部位、りん皮の色及び菌柄の菌さんへのつき方、とんびまいたけ及びほんしめじにあっては菌さんの紋様、なめこにあっては菌さん表面の粘質物の多少、ぬめりすぎたけにあっては菌さん表面の粘質物の多少、菌柄表面の粘質物の多少、菌柄のりん皮の多少及びつばの状態、ひめまつたけにあっては孢子の色、ひらたけ、うすひらたけ、たもぎたけ及びまいたけにあっては子実層たくの菌柄へのつき方、菌柄の菌さんへのつき方、菌柄の毛の色及び菌柄の毛の多少、まんねんたけにあっては菌さんの多少及び菌柄の菌さんへのつき方、むきたけにあっては菌さん表面の毛の多少、菌さん表皮下のゼラチン質の多少及び菌柄の菌さんへのつき方、やなぎまつたけにあっては菌さん表面の形状及び菌柄表面の形状</u></u>			きぬがさたけ、たまちよれいたけ、とんびまいたけ、ほんしめじ、まんねんたけにあっては、第一号から第四号までの形質以外に特性に差異が認められることによって品種登録を認めるべき形質があるため、新たに重要な形質を定める。 こむらさきしめじ、におうしめじ、ぶなはりたけ、むらさきしめじにおいては第一号から第四号までの形質を用いることとする。

区 分	はなびらたけ	
変更後の重要な形質		左の基本的な考え方
一 菌糸の性状及び子実体の大きさ		はなびらたけは、しいたけ等に含まれるきのここと比べて形態上の差異が大きいため、別に重要な形質を定めることとする。
二 菌柄の色、菌柄の厚さ、菌柄の肉質、菌柄の枝の多少、菌柄の枝の形、菌柄の枝の色、菌柄の枝の厚さ及び菌柄の枝の肉質		
三 子実体の発生型、温度適応性、子実体の発生に要する期間及び培地適応性		
四 乾物率及び収量性		

種苗法（平成10年法律第83号） （抄）

（定義等）

第二条 （略）

2 この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

3～5 （略）

6 農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、第二項の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

（品種登録の要件）

第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。

一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。

二、三 （略）

2 （略）

種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号） （抄）

（農林水産植物の区分）

第一条 種苗法（以下「法」という。）第二条第六項の農林水産省令で定める区分は、別表第一の中欄に掲げるとおりとし、各区分に属する農林水産植物は、それぞれ相当下欄に掲げるとおりとする。

別表第一 （第一条関係）

	区 分	農林水産植物
(略)		
十八	きくらげ等	あらげきくらげ種及びきくらげ種
	しいたけ等	うすひらたけ種、えのきたけ種、エリンギ種、おおひらたけ種、きぬがさたけ種、くりたけ種、くろあわびたけ種、こむらさきしめじ種、しいたけ種、しろたもぎたけ種、たまちよれいたけ種、たもぎたけ種、つくりたけ種、とんびまいたけ種、なめこ種、におうしめじ種、ぬめりすぎたけ種、はたけしめじ種、ひめまつたけ種、ひらたけ種、ぶなしめじ種、ぶなはりたけ種、ほんしめじ種、まいたけ種、まんねんたけ種、むきたけ種、むらさきしめじ種、やなぎまつたけ種及びやまぶしたけ種
	はなびらたけ	はなびらたけ種

※ ____は、今回の告示の改正と同時に改正を予定している箇所

(参考)

政令指定追加きのこ(10種)

きぬがさたけ



こむらさきしめじ



たまちょれいたけ



とんびまいたけ



におうしめじ



はなびらたけ



ぶなはりたけ



ほんしめじ



まんねんたけ



むらさきしめじ



きぬがさたけ

栽培状況



子実体



幼 菌



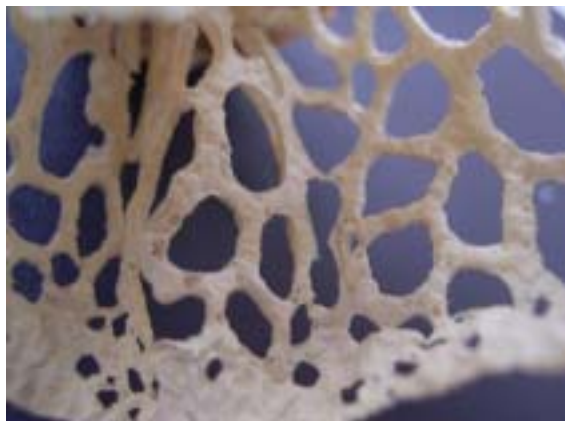
菌 柄



菌柄の断面



菌網(乾燥)



こむらさきしめじ

栽培状況



子実体(1)



子実体(2)



子実体(3)



菌さん表面



たまちょれいたけ

栽培状況



子実体



菌さん表面



りん皮

菌さん裏面(1)



菌さん裏面(2)



菌さんの断面



とんびまいたけ

栽培状況



子実体(1)



子実体(2)



菌さん(表面・裏面)



菌さん表面



菌さんの紋様
(環紋)

菌さん裏面



におうしめじ

栽培状況



子実体



菌さん表面



菌さん裏面



菌さんの断面



ぶなはりたけ

栽培状況



子実体



菌さん表面



菌さん裏面(1)



菌さん裏面(2)



子実層たく(針)



ほんしめじ

栽培状況



子実体



菌さん表面



菌さん裏面



菌さんの断面



まんねんたけ

栽培状況



子実体(1)



子実体(2)



子実体(3)



菌さん表面



菌さん裏面



むらさきしめじ

栽培状況



子実体



菌さん表面



菌さん裏面



菌さんの断面



はなびらたけ

栽培状況



子実体 (1)



子実体 (2)



菌柄の断面



菌柄の枝 (1)

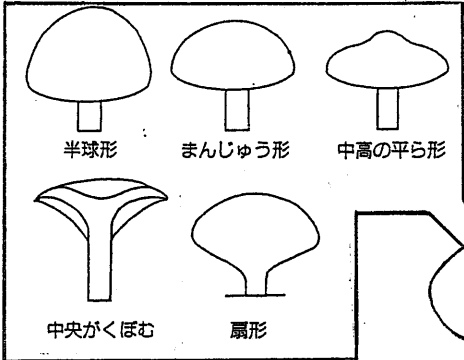


菌柄の枝 (2)

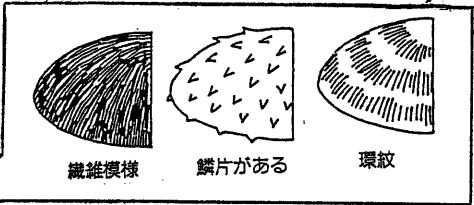


きのこの用語・図解

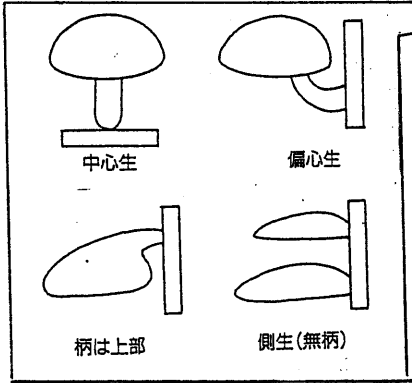
菌傘の形



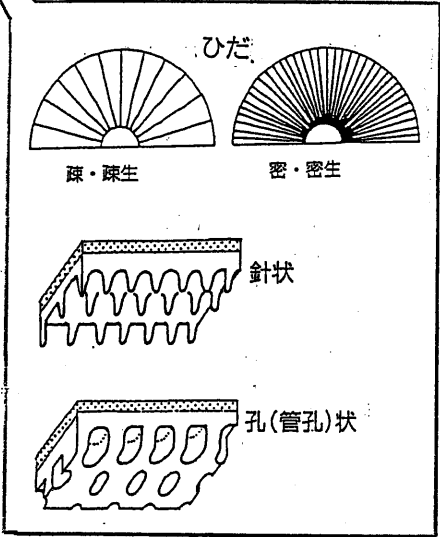
菌傘の表面



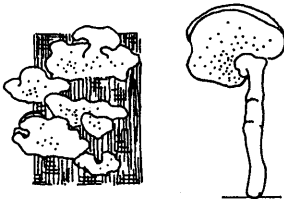
菌柄のつき方



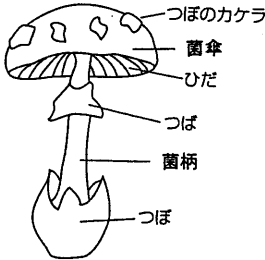
子実層たく



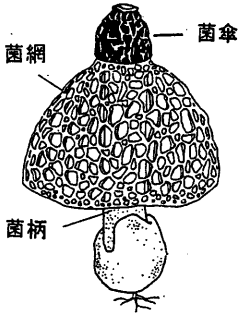
ひだなしたけ目



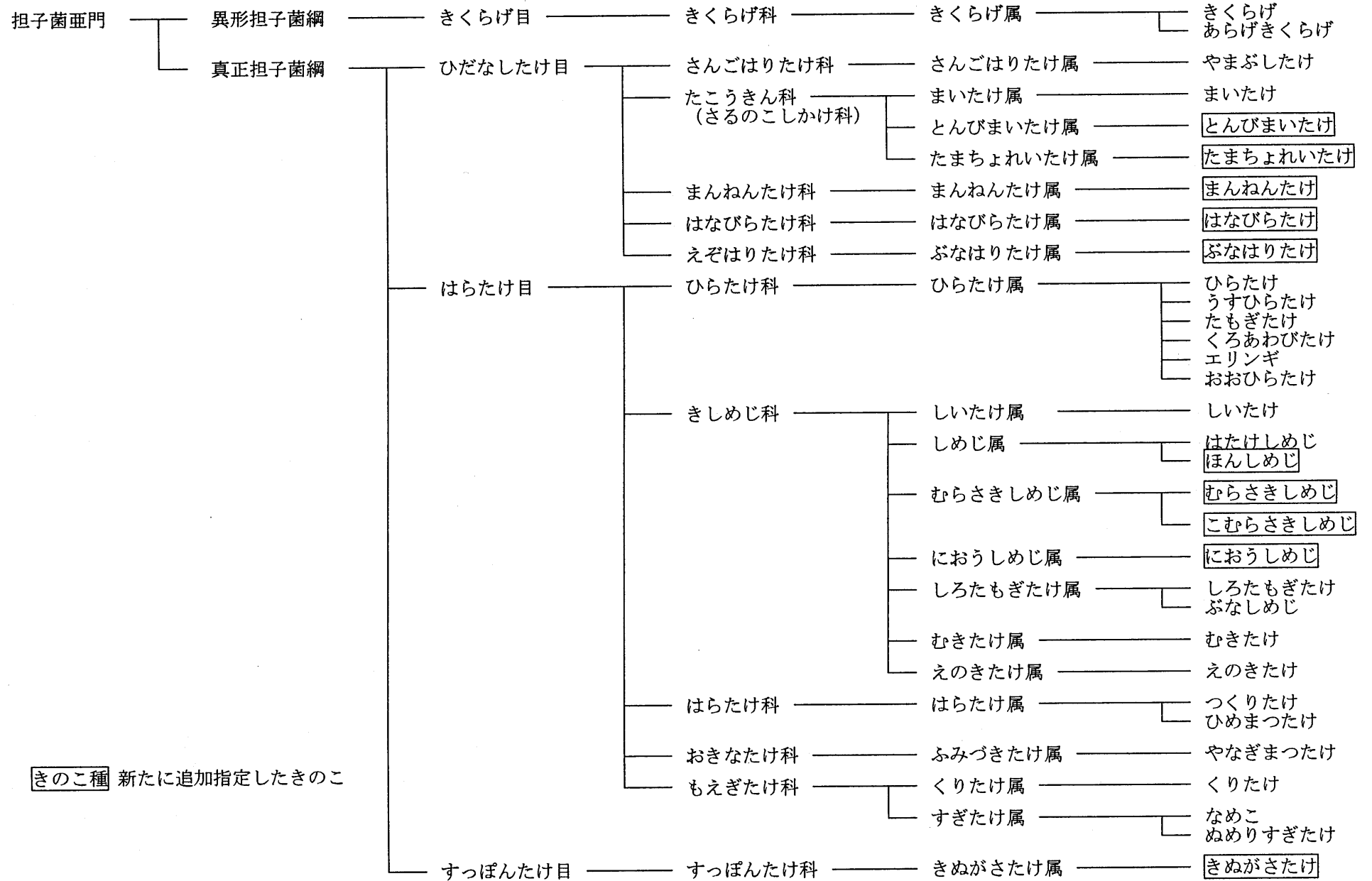
はらたけ目



きぬがさたけ



政令指定きのこの系統別分類



きのこ種 新たに追加指定したきのこ